

解雇予告給付規程

本工場の都合=依り解雇、時、在、通、
解雇予告支給、但し、不都合=依り時、時、時、

1. 勤続6ヶ月未満 日給 1ヶ月分。
 2. " 6ヶ月以上1年未満 " 2.5ヶ月分。
 3. " 1年以上1年未満 " 日給、高加給。
 4. " 5年 " " 3ヶ月分。
 5. " 10年 " " 4ヶ月分。
- 上解雇予告、予告予告給付
K2.
- 大正11年6月15日施行、K1.

38

要求案 (K1)

石川嶋造船所 (K1) (6.14)

1. 旋盤部、本工場の旋盤部、俸給、
各自差一圓、従前、通、一圓、K1、
俸給、K1。
2. 右要求案、K1、本工場の員、共同
作業、就、K1、K1、本工場の員、
同様、待遇、K1、俸給、K1、増加
K1。

解決案 (K2)

6.21

要求拒絶、本外品減首。